

第 17 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年11月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎2階大会議室に招集した。

出席委員（24名）

| | | |
|--------------|--------------|----------------|
| 1 番 江 橋 健 男 | 2 番 高 橋 基 | 3 番 渡 邊 隆 文 |
| 4 番 立 原 清 子 | 5 番 今 関 征 一 | 6 番 深 谷 泉 |
| 7 番 飛 田 信 広 | 8 番 一 木 克 昭 | 9 番 雨 谷 克 己 |
| 10 番 安 藏 久 男 | 11 番 皆 川 重 文 | 12 番 浅 井 紘 一 |
| 13 番 市 村 正 司 | 14 番 吉 澤 勇 | 15 番 笹 沼 恭 一 |
| 16 番 関 成一 | 17 番 皆 川 晃 | 18 番 伊 藤 明 美 |
| 19 番 軍 地 美 代 | 20 番 高 安 幸 一 | 21 番 加 倉 井 幸 夫 |
| 22 番 大 圖 金 雄 | 23 番 小 島 雄 一 | 24 番 外 岡 健 寿 |

欠席委員（なし）

事務局

| | |
|-----------------|---------------|
| 事 務 局 長 横 山 英 雄 | 次 長 吉 川 正 浩 |
| 農 地 係 長 谷 津 知 一 | 農 地 係 江 幡 清 美 |
| 農 地 係 関 拓 也 | 農 地 係 塚 田 一 平 |

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

このたび笹沼恭一会長が令和3年秋の叙勲におきまして旭日単光章を受賞されましたので、ご報告させていただきます。

旭日章は、国家または公共に対し功労のある者のうち、特に顕著な功績を上げた方に国から授与をされるものとなっております。

笹沼恭一様におかれましては、昭和59年7月20日、本市農業委員に就任されて以降、平成17年7月26日からは会長を務められており、長年にわたる農業委員会活動などを通じて本市の農業振興に果たした役割を高く評価されたものであると考えております。

ぜひ今後ともご健康にご留意されまして、ますますのご活躍をご期待申し上げます。それでは、笹沼会長、総会の開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本日は久々に全員集合ということで、昨年の5月、第1回目の緊急事態宣言が出されてから、A、B、Cと3つのグループに分け、その内の2グループで総会を行ってきたわけであります。本日の新聞の発表では、昨日は茨城県3人ということで、ほぼ第5波も収束に近いのかなという感じがしております。しかし、国民の皆様の本当の努力によって感染拡大がくい止められたわけですので、第6波が来ないように、みんな注意をしていきたいと思っております。

それでは、ただいま局長からお話がありましたけれども、叙勲は偶然だと思っております。昭和59年、昭和の終わりの頃からずっと農業委員をやらせていただいているわけでありますけれども、いろいろなことがありました。長いようで、また短いような期間だと思っております。これについても、私が受賞したというよりも、委員会全体で受賞したのではないかと思っております。今後とも皆様のご協力をいただきながら、任期満了まで進めていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。本日の審議案件は94件ほどありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第17回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

10番の安藏久男委員、そして11番、皆川重文委員、よろしくお願いいたします。

初めに、議案の訂正と取下げがありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第17回総会(訂正表)と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は2件でございます。

1件目の案件は、議案書の3ページになります。

議案第1号 農地法第3条の第12項で、表の一番下になります。渡人の名前が誤っておりました。正しくは、訂正表にある訂正後の記載のとおりです。

2件目の案件は、議案書の11ページになります。

議案第3号 農地法第5条の第23項で、表の一番上になります。渡人の住所が誤っておりました。正しくは、訂正表にある訂正後の記載のとおりです。

おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

続きまして、議案の取下げについてご説明いたします。

お手元の第17回水戸市農業委員会総会(取下)と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は1件でございます。

案件は、議案書の9ページになります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第14項で、表の上から2番目になります。令和3年11月11日に申請人から取下げ願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議長 それでは、次に審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第17回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が19件、農地法第4条の審議案件が6件、農地法第5条の審議案件が34件、公売参加に係る適格証明願が1件、土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が6件、農地法第4条の

届出が6件、農地法第5条の届出が15件、農地法第18条第6項の通知が3件、制限除外の農地の移動届出が2件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして94件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討しました結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番，安藏です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番, 今関です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろし
くお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21 番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 7 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 7 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第
2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21 番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第
2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 14 項及び第 15 項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項と第 15 項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第 14 項，第 15 号ともに契約の内容は交換であります。それぞれの受人は，自作地に隣接または近接し耕作に便利のため，申請地を交換し，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしてい

ると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条
第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりであります。農地法第 3 条第
2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われ
ます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。
第 1 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて
の申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17 番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願い
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は6か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしく願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がございますので, まとめて事務局から説明をさせます。

事務局 第1項及び第2項は関連がございますので, まとめて説明いたします。

契約内容は, 両案件とも賃貸借でございます。

賃借人は自動車部品販売業を営んでおりますが, 立地条件が良いため, 倉庫兼事務所を移転建設し, 併せて従業員用駐車場が不足するため, 駐車場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第1項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、第1項については、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討しました結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、学校や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，土地改良区域内の農地であることから，農地区分は第1種農地と史料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせま。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17 番、皆川です。15 番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 14 項は取り下げられておりますので, 第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と
思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 16 項及び第 17 項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項及び第 17 項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、両案件とも売買でございます。

受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築し、来客用の駐
車場が不足するので、隣接地に駐車場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分
は第 2 種農地と思料されます。

なお、第 16 項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答
を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく

お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項及び第 20 項は関連がございますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項及び第 20 項は関連がございますので、まとめて説明いたします。

契約内容は、両案件とも売買でございます。

受人は、生活支援代理業及び中古車販売業を営んでおりますが、現在の資材置場と駐車場の返却するため、資材置場と駐車場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広
がりのある農地であることから, 農地区分は第 1 種農地と思料されますが, 農地法施
行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番, 高安です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いし
ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21 番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしくお願

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されま

す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21 番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。ご審議よろしくお願

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、住宅や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 28 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 28 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅
地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思
料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 29 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 29 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 30 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 30 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第 1 種農地と史料されますが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イの例外規定に該当すると思われま

す。なお、転用期間は 4 か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7 番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 31 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 31 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 32 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 32 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 33 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 33 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 34 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 34 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われる。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様ご審議をよろしく
お願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 35 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 35 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広
がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施
行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。

この案件についても，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。
皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

なお、入札期間は令和4年1月25日で、開札期日も同日であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らして適格者と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料、別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項につきましては、開江町の田、畑全て合わせまして367平方メートルの土地につきまして現況証明願があり、農業委員3名と事務局で現地確認を行った結果、転用目的のとおりでありましたので、可としたものであります。

説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中には、今関征一委員に係る案件があります。農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(今関征一委員退席)

議 長 事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、今関委員に関わる利用権農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の5ページ、34番の1筆になります。こちらは田で、設定面積は1,389平方メートル、設定期間は10年間で、再設定となります。

利用権設定日は、令和3年11月19日を予定しております。

また、転貸先情報につきましては、27ページ、34番に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたけれども、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、今関委員に着席を求めます。

(今関征一委員着席)

議長 長 それでは、続いて事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が11万2,722平方メートル、うち再設定が3万3,082平方メートル、畑が新規のみで4万1,329平方メートルでございます。設定者62名、取得者18名、うち再設定の設定者14名、取得者9名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年11月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議長 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 それでは、異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで、事業担当課の方は退席します。

(事業担当課退席)

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして第17回総会を閉会といたします。
ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時20分